

豊橋市

動物をすてるのは

犯

罪

です!



動物の愛護及び管理に関する法律 第四十四条

第3項

愛護動物を遺棄した者は、
一年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する。

第4項

前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの



豊橋市



動物の遺棄は犯罪です。

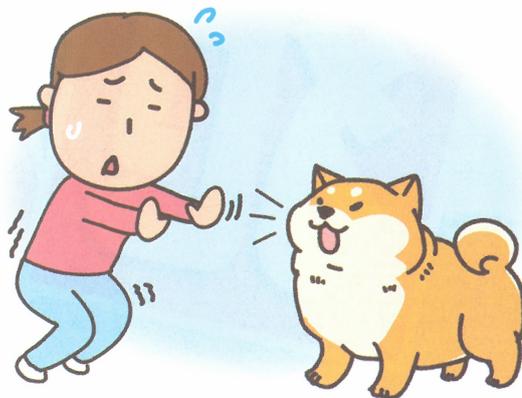
飼っている動物は最後まで責任をもってお世話しましょう(終生飼養)。
動物を飼えなくなるような状況にならないよう、事前に対策しましょう。

飼う前によく考えて



終生飼養は飼い主の責任です。
最後までお世話ができますか？

問題行動に困ったら



問題行動にお悩みなら、動物病院にも相談を。
認知症や体の異常が問題行動の原因になる場合も。

生まれてくる命に責任が持てますか

飼っている動物や餌を与えている野良猫が
子を産んだら、責任を持てますか？
むやみに繁殖をさせず、不妊去勢手術を
しましょう。



動物が飼えなくなったら

飼えなくなる前に、もしものために対策を。飼えなくなってしまった時も捨てないで。
保健所ホームページにある飼い主探し案内板などで新しい飼い主探しを。



ご相談は

とよはしし どうぶつ あいご
豊橋市動物愛護センター

TEL.0532-39-9127